

## ○阿波市修学旅行費補助金交付要綱

令和5年2月21日

教育委員会告示第4号

### (目的)

第1条 この告示は、児童生徒の保護者に対し、阿波市補助金交付規則(平成17年阿波市規則第38号)及びこの告示の定めるところにより、修学旅行に要した経費を補助することにより、家庭の経済的な負担軽減を図り、もって教育の充実に資するとともに、子育てを支援することを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助を受けることができる者は、修学旅行日及び申請日に阿波市内に住所を有し、次の各号に該当する児童及び生徒の保護者(以下「保護者」という。)とする。

なお、その補助回数は、当該各号に該当する児童及び生徒につき、それぞれ1回ずつとする。

- (1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の児童
- (2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部の生徒

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、保護者が負担する修学旅行に係る経費とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、補助対象経費の額が補助金の額に満たない場合は、当該補助対象経費の額を補助金の額とする。

- (1) 小学校修学旅行費補助金 児童1人につき5,000円
- (2) 中学校修学旅行費補助金 生徒1人につき10,000円

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、阿波市修学旅行費補助金交付申請書(様式第1号)に領収書その他必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該学校の校長が当該保護者を代表して申請することができるものとする。

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、阿波市修学旅行費補助金交付指令書(様式第2号)及び補助金を交付するものとする。

### (補助金の返還)

第7条 市長は、虚偽その他不正の行為により補助金を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日教育委員会告示第6号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

阿波市修学旅行費補助金交付申請書

年 月 日

阿波市長 様

申請者（保護者） 住所

氏名

連絡先

交付申請額 円

阿波市修学旅行費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、上記金額を交付くださるよう関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

（1）対象児童生徒

フリガナ		生年月日
児童生徒氏名		年 月 日
学校名・学年・学級	学校	年 組
修学旅行実施日	年 月 日	年 月 日
修学旅行費	円	

（2）振込先（申請者名義のもの）

振込金融機関名		支店名	預金種別
銀行・金庫 農協		支店・支所 店番	普通・当座
口座番号	フリガナ		
	口座名義人		

（3）添付書類 1 修学旅行費領収書等の写し  
2 債権者登録申請書

様式第2号（第6条関係）

阿波市修学旅行費補助金交付指令書

第 号

住所  
氏名 様

年 月 日付けにて申請のありました阿波市修学旅行費補助金について、下記のとおり交付します。

年 月 日

阿波市長

記

1 交付事業名 阿波市修学旅行費補助金交付事業

2 交付申請額 円

3 交付決定額 円

4 交付条件 以下のとおり。

（1）虚偽その他不正の行為があったときは、補助金の返還を命ずることがあります。

（2）補助金は、指定の口座へ、申請日の翌月の25日以降に振り込まれる予定です。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)